

はじめに

1. 諫早湾干拓事業については、昭和61年に事業計画を策定するとともに、環境影響評価を実施しています。
2. その後、各種の調査検討を行った結果、今般、諫早湾干拓事業計画の一部を、次のとおり変更することとなりました。

(1) 排水門の規模・位置の変更

当初、潮受堤防の南部に有効幅員200mの排水門を設置する計画でしたが、より一層の治水対策のため、調整池に流入する流量の大宗をなす本明川の下流部にあたる潮受堤防の北部に有効幅員200mの排水門を設けるとともに、南部に有効幅員50mの排水門を設置する計画とします。

(2) 諫早市公共下水道等からの排水の高度処理

当初、諫早市公共下水道等からの排水は二次処理のまま海域に放流する計画でしたが、近年の高度処理技術の進展・実績を踏まえ、諫早湾全体の水質保全及び経済性等を考慮し、高度処理して調整池に放流することとします。

(3) 施工方法の一部変更等

① 潮受堤防下の床掘

当初、現況の基礎地盤をそのまま改良する計画でしたが、潮受堤防を建設する工事用船舶の施工性を高めるため、潮受堤防下を約2m掘削した後に基礎地盤を改良することとします。また、掘削した土は、小江干拓地内に搬入します。

② 採砂方法及び盛砂方法の変更

工事中、海域に発生する濁りをより抑制できる方法に変更します。

3. 今回の環境影響評価書(案)は、この諫早湾干拓事業計画の一部変更に伴い影響を受ける項目について、あらためて環境影響評価を行ったものであり、その該当ヶ所は項目に網かけして明示しています。

なお、今回の一部変更では影響を受けない項目についても、参考のため、併せて環境影響評価書に記述しています。